

運転免許証の返納手続きについて

申請場所

警察署（県内の警察署で申請可）

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

午前9時から午後4時00分

運転免許課

月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

午前8時30分から午後0時00分

午後1時00分から午後4時00分

持ち物

- ・ 運転免許証

※ 亡くなられた方の運転免許証を返納する場合は、死亡日を確認できる書類（死亡診断書、弔電御礼の葉書等）

注意事項

失効した免許証及び再交付後に発見した免許証は、免許証を保有している本人以外
は返納できません。

不明な点については、甲府警察署運転免許窓口までお問い合わせ下さい。